

## 答申骨子(案)

- 属性型・地域型JPドメイン名において設けている1組織1ドメイン名の原則の厳格な維持を前提とすれば、その原則の適用も厳格であるべきである。
- この原則運用のもとでは、属性型・地域型JPドメイン名を登録している組織同士の合併等においては、いずれかの属性型・地域型JPドメイン名への移行まで含めた十分な検討が登録者において事前になされることが期待される。
- しかし、属性型・地域型JPドメイン名を登録している組織同士が合併により1つの組織になる場合などにおいて、1組織1ドメイン名の原則を厳格に適用していずれかのドメイン名の廃止を求めることは、
  - + 当該ドメイン名を用いたシステムや業務の移行
  - + 当該ドメイン名を利用して提供していたサービスのユーザへの周知
  - + サービスのユーザ側のシステムや業務の変更、混乱などの負担が生じ、そしてそれは決して小さいものではない。
- JPドメイン名に関する各種規則は、これらのことも考慮し、ユーザの混乱を引き起こしたり、企業などの組織活動を妨げるものがないよう、配慮されたものであることが必要である。
- このため、組織の合併時等においては、少なくとも、一定期間、属性型・地域型JPドメイン名を複数併用することを認めることが望ましい。
- ただし、複数の属性型・地域型JPドメイン名の併用を認める場合も、その適用対象は、合併等、その事実が客観的かつ公に確認できるものに限るべきである。
- 複数の属性型・地域型JPドメイン名の併用を可能とする期間については、これまでの事例の蓄積によって得られた、併用を認めるのに相当な期間を定めることが必要であるが、ドメイン名の利用のされ方などで、場合によってはさらに長い時間を必要とすることも想定される。
- さらに最近では、海外において利用していたドメイン名の廃止が、第三者により再登録された後に広告サイトとなって利用者の混乱を招いたり、サイバースクワッティングに類する悪意ある行為やフィッシング等による深刻な利用者被害を招く等の事象の増加が報告されており、将来的には日本においてもその危惧は大きい。このような危険性の排除に必要な期間は、予め一律に定められるものでもない。

- 以上より、複数の属性型・地域型JPドメイン名の併用を可能とする期間については、基準となる期間を定めることが必要であるが、個々の属性型・地域型JPドメイン名の利用実態を考慮し、期間の延長など適切な対処を行うことが望ましい。
- なお、組織のあり方や合併統合などの形については社会情勢に応じて変化していくものであり、JPドメイン名に関する各種規則もそれに適合して変化していくことが必要である。

以上